

報第5号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会公印規則の改正について、次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和6年4月18日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

## 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

新文書管理システムにおいて電子決裁機能が導入されることに伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

公印を使用する際、文書管理システムを利用する回議においては、当該システムにより審査を受ける等の規定を追加する。(第6条)

### 3 施行日

令和6年4月1日

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

#### 岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「は、」の下に「文書管理システム（公文書規程第二条第十号に規定する文書管理システムをいう。次項において同じ。）を利用する回議にあつては押印する文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては」を加え、同条第二項中「ときは、」の下に「文書管理システムを利用する回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては」を加え、「を押さなければ」を「の押印をしなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

(新)

第一条から第五条まで 略

(公印の使用)

第六条 公印を使用するときは、文書管理システム（公文書規程第二条第十号に規定する文書管理システムをいう。次項において同じ。）を利用する回議にあつては押印する文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては押印する文書に原議その他証拠書類を添えて公印取扱主任者の審査を受け、その承認を受けるものとする。

2 公印取扱主任者は、公印の使用を適当と認めたときは、文書管理システムを利用する回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては当該原議等に公印押印済みの表示印（別記第一号様式）の押印をしなければならぬ。

3 略

第七条から第九条まで 略

付 則 略

別表 略

第一号様式から第三号様式まで 略

(旧)

第一条から第五条まで 略

(公印の使用)

第六条 公印を使用するときは、文書管理システム（公文書規程第二条第十号に規定する文書管理システムをいう。次項において同じ。）を利用する回議にあつては押印する文書を添えて当該システムにより、紙による回議にあつては押印する文書に原議その他証拠書類を添えて公印取扱主任者の審査を受け、その承認を受けるものとする。

2 公印取扱主任者は、公印の使用を適当と認めたときは、文書管理システムを利用する回議にあつては当該システムに公印押印の承認の登録を、紙による回議にあつては当該原議等に公印押印済みの表示印（別記第一号様式）の押印をしなければならぬ。

3 略

第七条から第九条まで 略

付 則 略

別表 略

第一号様式から第三号様式まで 略